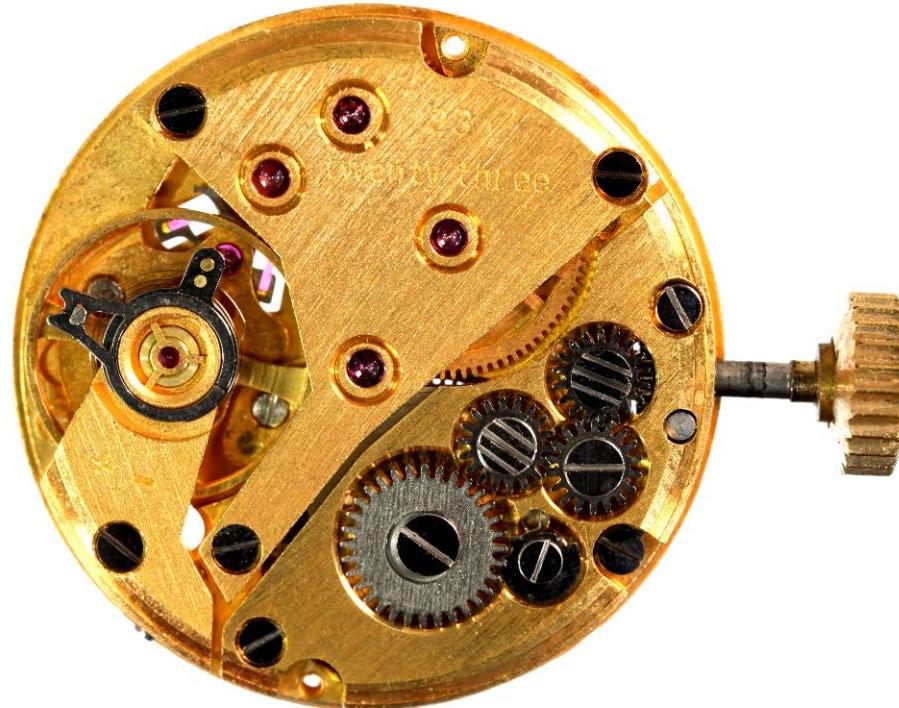


本資料(参考和訳)は、Deloitteが2018年11月1日に実施したウェブキャストの投影資料を有限責任監査法人トーマツが翻訳したものであり、原文と合わせてご利用ください。なお原文との間に差異がある場合には、特段の記述がある場合を除き原文が優先されます。



## IASB会議 – 10月24日

審議会は「簡易修正」としてIFRS第17号の修正を準備していたが、発効日は決定しなかった

# 目次

- 2018年10月24日のIASB会議のハイライト
- IASB審議内容および決定事項の詳細な分析
- 次のステップ

# 2018年10月24日のIASB会議のハイライト

- 審議会は、IFRS第17号の適用上生じた課題に取り組むための追加的措置が必要かどうかを検討することを以前に示唆していた。
- 本会議は、この評価プロセスにおける最初のステップであった。
- スタッフは、2018年9月26日-27日のTRG会議の後、TRG活動に関する最新情報を提供し、これまでに81件の提出された質問が受理され、そのうち32件が扱われたことを強調した。
- 2018年12月4日の次回TRG会議(※)は、受理された質問の量と内容によっては延期される可能性がある。
- IASBは、アジェンダ・ペーパー2CからIFRS第17号を修正する要件を全員一致で承認した。この要件は修正項目を識別するために十分であるが、修正が必要か否かを決定するものではない。
- IASBは、検討のために持ち込まれた25件の課題について、IASBスタッフと質疑応答を行った。アジェンダ・ペーパー 2Dについては投票されなかった。

※訳注:2018年12月4日に予定されていた会議は中止となり、開催は2019年4月に延期された。

# IASBの修正要件(アジェンダペーぺー2C)

スタッフは、財務諸表利用者のためにIFRS第17号が提供する情報に関する修正により有用な情報の大幅な喪失が生じないことを評価するために、4つの要件を提案した。

## (a) 有用な情報の大幅な喪失

- (i) 情報の目的適合性と忠実な表現の低下
- (ii) IFRS間の比較可能性の低下や内部的な不整合の発生
- (iii) 財務諸表利用者にとっての複雑性増大

## (b) 既に進行中の導入作業の混乱またはIFRS第17号の発効日の不当な遅延

IASBスタッフは、審議会が、要件を満たすIFRS第17号の潜在的な修正に同意した場合であっても、要件を満たす修正のすべてが必要であることを意味しないことに留意した。

審議会は、IASBスタッフが開発した要件に全員一致で賛成した。

投票前、審議会メンバーは修正することに消極的であったが、適用上の課題が存在することと、適用にはさらに時間を要することを認めた。

しかし、IFRS第17号が予定通りに発効されることを多くの利害関係者が望んでいることにも言及された。

IFRS第17号の審議を再開することは、すでにIFRSの導入作業を開始している企業に影響を与えることになる。IFRS第17号の修正に関する全体的なプロセスは、IFRS第9号「金融商品」との相互関係を考慮する必要があるため困難なものとなる。

# IASBの修正要件(アジェンダ・ペーパー2C)(続き)

## 審議会の議論

全体として審議会は以下の項目を検討した

- この修正の要件は、変更に高いハードルを設定するので、非常に有用である。投資家の主要な目的—比較可能性の向上、首尾一貫性、整合性および一層の透明性—を満たすために、変更による便益がコストを上回る場合、修正が必要なものとなる可能性がある。
- いかなる変更/修正も狭い範囲で、かつ、審議会によって効率的に適時に解決される必要があることに同意した。
- 財務諸表利用者に対する情報の喪失は、重要な要因として投資家の有用性に引き続き焦点を当てる重要な側面であるため、要件(a) (iii)を強く支持した。
- 修正の影響は、可能であれば発効日の遅延が回避されるように極めて限定されるべきである。

議長は、審議会は以下の事項を行うべきであると結論付けた

- IFRS第17号が次の金融危機の前に機能するよう努力する。
- IFRS第17号適用の遅延や、導入が混乱するリスクは非常に高い。したがって、IFRS第17号の変更は、同基準書のコア原則の微調整に留めるべきであり、より低い導入コストが期待されることによって正当化される。

# 懸念事項と適用上の課題(アジェンダ・ペーパー2D)

## 修正される可能性のある項目

スタッフは25件中6件の課題について修正を提案した。ある場合では、IFRS第17号は変更ではなく明確化されている。

したがって、これらの修正または明確化は、後の審議会で承認される可能性が高い。

### • 範囲、クレジットカード – 論点1

審議会では議論されていない。これらの銀行が取扱う商品については、IFRS第17号からIFRS第9号への新しい適用除外のパラグラフが設けられる予定である。

### • 保険獲得キャッシュ・フロー – 論点3

審議会では議論されていない。IASBスタッフは、修正は複雑性をもたらす可能性があると考えていたが、判断基準の観点からその変更に反対しなかった。

### • グループおよび子会社レベルでのリスク調整の測定 – 論点6

これは明確化のための修正である。IASBは、子会社レベルとグループ・レベルの両方で単一のリスク調整が存在するという見解を明確にするかもしれない。

メンバーは、導入上の課題や、なぜ一部の作成者にとって基準の明確化が導入準備を混乱させる可能性があるのかを理解したいと考えている。

一部の利害関係者はこの変更を支持するが、他の利害関係者は支持しないという見方もあり、この懸念の検討を複雑にしている。

# 懸念事項と適用上の課題(アジェンダ・ペーパー2D)(続き)

## 修正される可能性のある項目(続き)

- **CSMのカバー単位 – 論点7**

審議会メンバーは、CSMのカバー単位は対応が最も困難な課題の一つであると述べた。これまでには、年次改善項目として検討されていた。

複数の利害関係者は、年次改善により導入された明確化は、一般モデルにも対応する場合を除いて、準備を混乱させるかもしれないと言った。

年次改善プロセスでこの項目を進めることにより、修正を回避できることに留意された。

VFAでは、測定値が変化し、単なる属性の変更ではないため、この分析を2つの側面（変動手数料アプローチと一般モデル）に分離することが重要だと考える人もいた。

スタッフは、今後のペーパーに関するいくつかの考えを示唆した。複数のメンバーはこれを歓迎し、例えば年次改善プロセスの一部として変更されることで、導入を混乱させない効率的な解決策を希望した。

# 懸念事項と適用上の課題(アジェンダ・ペーパー2D)(続き)

## 修正される可能性のある項目(続き)

- **保有する再保険の当初認識時の測定 – 論点12**

スタッフは、有用な情報の喪失や導入の混乱なしに変更が可能であると考えていたが、審議会は、より詳細なレベルで分析を実施し、より詳細な見解に到達することを望んだ。

- **保険契約グループ・レベルでの保険契約資産・負債の表示 – 論点15**

この論点は以前から基準設定の時点より提起されていた。

あるメンバーはターゲットを絞ったアウトリーチを求める一方、他のメンバーは以前のフィールド・テストの結果に疑問を呈した。

しかし、審議会メンバーの一人は、スタッフの予備的分析は、過去の他の基準書における相殺アプローチにおいて審議会がそうであったよりも、より相殺の可能性が開かれているように思われると述べた。

特定の商品に関連する場合は、審議会はより詳細な説明を必要とするが、そうでなければ、他の基準書との潜在的かつ根本的な不整合となるかもしれない。

- **修正追溯アプローチの制限 – 論点24**

実務上の解決策が利用できるようにしなければならず、変更に対する概念上の抵抗はない。

# 懸念事項と適用上の課題（アジェンダ・ペーパー2D）（続き）

## 修正される可能性が低い項目

スタッフは、25件のうち17件の課題の修正を支持することについて、修正の判断基準の根拠または肯定的な評価を述べなかった。従って、これらの懸念事項は今後の審議会の会議で修正に至らない可能性が高い。

### • 集約のレベル／年次コホート – 論点2

一部のメンバーは、この修正案に係るスタッフの予備的な考えに同意した。審議会は、この課題が業界で継続的な懸念事項であることには共感したが、この項目は過去に審議されたていることから、新しい情報の内容を検討し、より完全な分析を要求した。

メンバーは、判断基準をどのように適用するか議論し、時間と共に発現する収益性の情報の有用性の要件と導入のためのコストへの懸念について議論した。ただし、コストに関する議論は以前審議会で検討された情報の一部である。

審議会は、この問題に対する第2の判断基準の評価がまだ行われていないため、追加の評価を要求した。

### • ロック・イン割引率 – 論点4

審議会では議論されていない。

# 懸念事項と適用上の課題(アジェンダ・ペーパー2D)(続き)

## 修正される可能性が低い項目(続き)

- **測定:割引率とリスク調整に対する原則主義アプローチ – 論点5**

一部のメンバーは、原則と開示に係るスタッフの予備的な見解に同意した。

ある審議会メンバーは、分析においてルール・ベースのアプローチの使用を回避することの考えの一部を拡大することが有用であると述べた。

分析は、どのような結果/導入となるかに関して、より具体的となる可能性がある。

- **企業結合:契約の分類および決済期間 – 論点10/11**

IFRS第3号の情報の有用性の評価が求められた。

要件 (a) (iii)に対する情報の喪失に係る有用性は、今後の審議会における分析対象とされた。

# 懸念事項と適用上の課題(アジェンダ・ペーパー2D)(続き)

## 修正される可能性が低い項目(続き)

- **保有する再保険契約のVFAの適格性 – 論点13**

あるメンバーは、再保険は投資のリスクを捕捉しないため、再保険契約の性質は、その契約が保険リスクに関連しているのか、それとも主な要素である投資リスクにも関連しているのか、評価するべきであるとコメントした。

IFRS第17号は保険契約者の会計処理をカバーしておらず、保有する再保険契約の会計処理は一部のみが規定されていることから、あるメンバーは、これは根本的な問題であると述べた。

費用・収益対応の概念は理想ではあるが、ヘッジ会計のように簡単ではない。従って、基準設定の時点でこの課題を取り扱わないことを決定していた。

情報の喪失に係る判断基準を評価する際には、不利な契約、CSMの変更および再保険契約の分離表示に関して、利用者にとってどのような情報が喪失される可能性があるかを理解することが有用である。

一部のメンバーはスタッフの予備的な考え方を歓迎した。

- **保有する再保険契約から生じる将来キャッシュ・フロー – 論点14**

検討すべき最も重要な要素は有用性であるという見解が示された。

- **未収保険料の表示 – 論点16**

審議会では議論されていない。

# 懸念事項と適用上の課題(アジェンダ・ペーパー2D)(続き)

## 修正される可能性が低い項目 (続き)

- 保険金融収益または費用に対するOCIオプションの取扱い – 論点17  
あるメンバーは、このオプションを好みない利用者からのフィードバックとして、この論点を一貫して聞いている述べた。  
審議会は、本論点の対応は混乱を招くことになるが、オプションが存在する理由には過去の経緯があると認識した。
- VFAの狭い適用範囲 – 論点18  
審議会では議論されていない。
- 期中報告日の会計上の見積りの更新 – 論点19  
審議会では議論されていない。
- 経過措置の選択 – 論点23  
審議会では議論されていない。
- 公正価値アプローチ – 論点25  
審議会では議論されていない。

# 発効日 - 論点20-22

発効日については、3つの課題がある。

- IFRS第17号の発効日 – 論点20
- 比較情報の必要性 – 論点21
- IFRS第9号の発行日 – 論点22

IASBスタッフの予備的見解は、論点21および22についてIFRSを修正するものではなかった。

## 審議会の議論

あるメンバーは、比較期間の廃止に係るある利害関係者の見解によれば、1年分の導入負荷を軽減する可能性があるが、他のフィードバックはこの考えを支持していないとコメントした。

別の審議会メンバーは、比較情報の削除は1年分の遅延に相当することから、論点21を取り下げ、発行日の延期の可能性と延期の適切性の程度について、論点20の利点のみを議論するのがよいと述べた。

比較情報の必要性に係るコメントは、情報の喪失の程度を理解するために投資家からのさらなるアウトリーチを求めた。

# 発効日 - 論点20-22(続き)

## 審議会の議論 (続き)

別の審議会メンバーは、（上場・非上場企業の）二層構造モデルは、市場の圧力を緩和する助けになるかもしれないし、そうなるだろうと述べた。

また、グループ内の親会社と子会社で異なる発効日を適用することは、継続的な複雑性を生み出し、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の経験が有用であることを示唆する意見もあった。

IFRS17の早期適用を求める声がある一方で、様々な理由で延期を求める声もあるため、発効日は検討課題である。

様々な理由を追跡し続けるように要請があった。

IFRS第9号について、審議会は、既に非常に長い遅延が生じていると考えた。

投資家は、IFRS第9号に基づく保険会社の資産を見ることをこれ以上待てないだろう。

# 次のステップ

- 次回のTRG会議は、**2018年12月4日**にロンドンのIASB事務局で開催される予定であるが、受領された質問の量および性質によっては延期される可能性もある。
- 予定を変更した場合、質問の提出期間が延長されるため、新しい日程は2019年の早い時期になる可能性が高い。
- 11月および場合によっては12月に開催されるIASB会議では、スタッフ・ペーパーで各懸念をさらに分析し、修正が必要かどうか判断する際に、特定された懸念および適用上の課題に関する議論が行われることが期待される。
- この会議には発効日の論点も含まれる。

## コンタクトの詳細

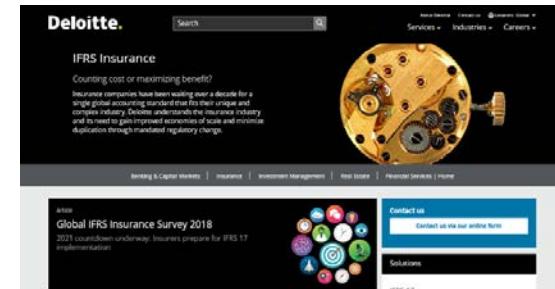
### Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+852 2852 1977 or [fnagari@deloitte.co.uk](mailto:fnagari@deloitte.co.uk)

### Keep connected on IFRS Insurance:

- [Follow](#) my latest  posts @ francesco-nagari-deloitte-ifrs17
- Follow me @Nagarif on 
- [Subscribe](#) to Insights into IFRS Insurance Channel on 
- [Connect](#) to Deloitte's IFRS Insurance Group on  for all the latest IFRS news
- Add Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii) at [www.deloitte.com/i2ii](http://www.deloitte.com/i2ii) to your internet favourites



# Deloitte.

## About Deloitte Global

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more about our global network of member firms.

Deloitte provides audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves over 80 percent of the Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients' most complex business challenges. To learn more about how Deloitte's approximately 286,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on [Facebook](#), [LinkedIn](#), or [Twitter](#).

## About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory and tax services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants. To learn more about how Deloitte makes an impact that matters in the China marketplace, please connect with our Deloitte China social media platforms via [www2.deloitte.com/cn/en/social-media](http://www2.deloitte.com/cn/en/social-media).

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

© 2018. For information, contact Deloitte China.

# Deloitte. デロイト トーマツ

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#), [LinkedIn](#), [Twitter](#)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または"Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異なる可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2018. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.



IS 669126 / ISO 27001

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited